

1 計画策定の背景

近年、我が国において少子化が進行する中、核家族化の進展や女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

こうした状況の中、保育ニーズは年々増加しており、都市部を中心に依然として認可保育所（園）（以下「保育所」という。ただし、第2章の「2」は除く。）の待機児童が解消されない状況にあります。

また、子育てに対する価値観の多様化や地域住民のつながりの希薄化などもあり、子育てに不安を抱える保護者が増加しています。

さらに、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹も減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しています。

しかし、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中でも、子どもたちが健やかに笑顔で成長していくことができるよう、保護者は日々子育てに励んでいます。

本市では、まちづくりの総合計画として「明石市第5次長期総合計画」を策定し、「ひとまち ゆたかに育つ 未来安心都市・明石」の実現に向けて、子どもの健やかな育ちで、みんなの元気を生み出す取り組みを進めています。

今後も、一人一人の成長を支え、すべての子どもが安心して育まれるとともに、子どもたちが集団の中で育ち合う環境づくりのため、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い喜びを感じながら安心して子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを地域社会全体でしっかりと支援していく必要があります。

2 計画策定の趣旨

我が国の子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成 15（2003）年）等に基づき、総合的な施策が講じられてきており、その中で、将来の次世代育成支援として、平成 15（2003）年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務づけられ、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

そして、更なる子どもの育ちや、子育てをめぐる社会や経済の環境の変化による現状と課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められたことから、「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24（2012）年 8 月に成立しました。

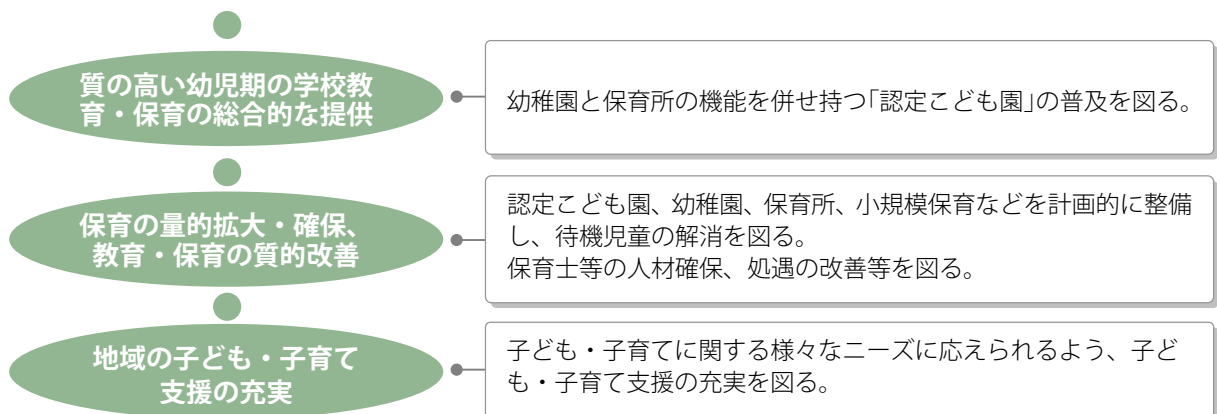
この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「市町村事業計画」という。）を定めるものとしています。

本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子どもとその保護者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人一人の子どもが安全かつ安心して健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に計画を策定します。

【 子ども・子育て関連 3 法と制度の主な内容 】

子ども・子育て支援新制度の創設に関する次の 3 つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連 3 法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）



3 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく計画として位置づけるとともに、本市のまちづくりの総合計画である明石市第5次長期総合計画を上位計画として、子ども・子育て施策に関係する本市の各分野の個別計画や、兵庫県の子ども・子育て支援事業計画などとも整合を図りながら、子ども・子育て施策を推進するための計画とします。

(2) 計画の対象

本計画では、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てに関わる個人や団体を対象としますが、そのうち主な対象を学童期までの子どもや子育て家庭等とします。

また、子ども・子育て支援法が定める就学前教育・保育事業と地域における子ども・子育て支援事業を対象とします。

(3) 次世代育成支援対策推進行動計画との関係

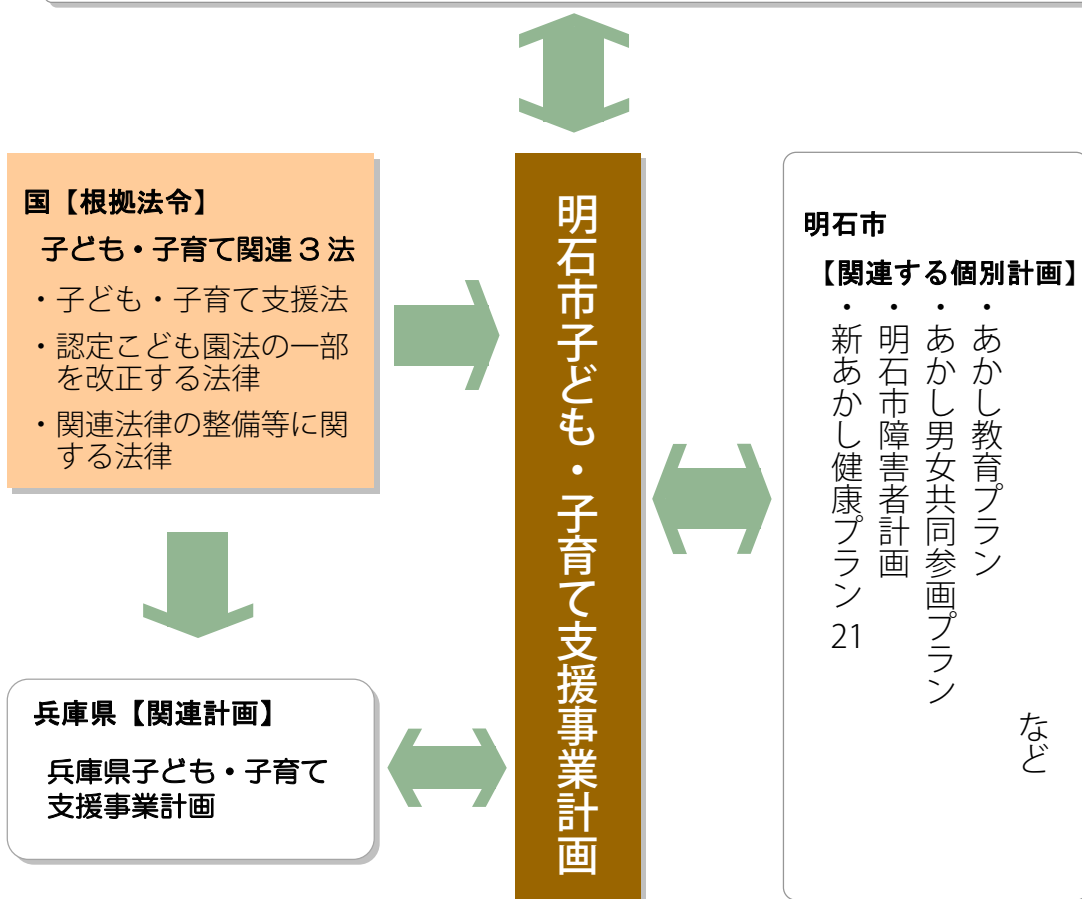
「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、「次世代育成支援対策推進法に基づき作成する市町村行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと。」とされています。

しかし、市町村事業計画を策定する年度は、次世代育成支援対策推進行動計画の計画期間中であるため、市町村事業計画で対象とする事業の現状と課題について整理し、計画に反映することとします。

また、次世代育成支援対策推進行動計画に含まれる新あかし健康プラン21、明石市障害者計画、あかし男女共同参画プラン、あかし教育プランなどの諸計画との整合を図りながら、本市の子ども・子育て支援事業計画における施策を推進していきます。

【 計画の位置づけ 】

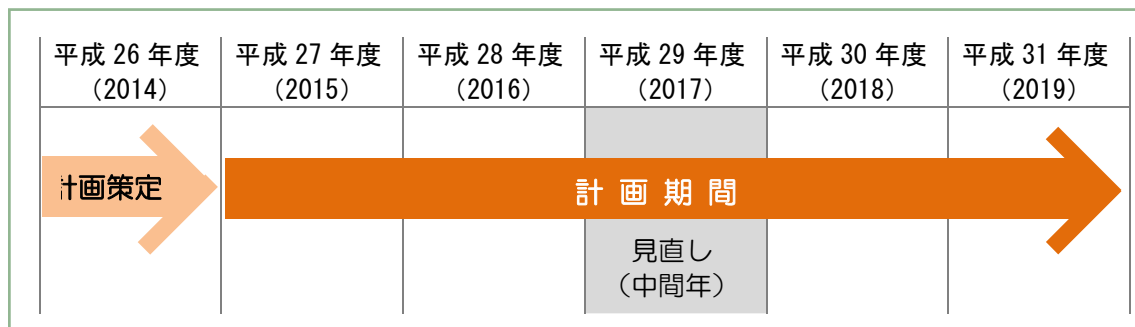
明石市【上位計画（市政全般）】
明石市第5次長期総合計画



4 計画期間

計画期間は、平成 27 (2015) 年度から平成 31 (2019) 年度までの5年間とします。

また、計画内容と実態に隔たりが生じた場合は、計画の中間年において見直しを行うものとしてします。



5 計画策定体制と経過

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、平成 25 (2013) 年 11 月に、0 歳から 5 歳の就学前児童の保護者 3,080 人、小学 1 年生から 4 年生の保護者 3,402 人を対象に「子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査」(以下「ニーズ調査」という。)を実施しました。

(市ホームページ「子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査」で調査結果を掲載)

(2) 「明石市子ども・子育て会議」の設置・開催

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子どもと子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、平成 25 (2013) 年 11 月に、公募による市民、学識経験者、地域において子ども・子育ての支援を行う者等で構成する「明石市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

平成 26 (2014) 年 10 月に、本計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

